

平成27年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月16日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 議案第36号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第8 議案第37号 瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第9 議案第38号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第10 議案第39号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第40号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第12 議案第41号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第13 議案第42号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第14 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第15までの各事件
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議長の下水道推進特別委員辞任の件
- 追加日程第6 下水道推進特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人

7番	広瀬武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬捨男	10番	古川貴敏
11番	河村孝弘	12番	清水治
13番	若井千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬時男	16番	小川勝範
17番	星川睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	教育長	横山博信
企画部長	森和之	総務部長	早瀬俊一
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	田宮康弘
福祉部長	広瀬充利	都市整備部長	鹿野政和
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	梶浦要
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 監事	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	大岩清孝	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

開会及び開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様、本日は大変お忙しい中、傍聴に御来場いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成27年第2回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号9番 広瀬捨男君と10番 古川貴敏君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若園五朗君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月2日までの17日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から7月2日までの17日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（大岩清孝君） おはようございます。

議長にかわりまして、3件報告いたします。

まず1件目は、お手元に配付しましたとおり、6月5日、所得税法第56条の廃止を求める請願が提出され、受理いたしましたので、御報告をさせていただきます。この請願については、後日議題にしたいと思っております。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成27年4月に実施されました。いずれ

も現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

3件目は、市議会議長会の関係の報告です。去る5月28日に中濃十市議長会が美濃加茂市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席いたしましたので、報告いたします。会議では、平成26年度の会務報告の後、平成26年度決算、平成27年度予算など計5議案が審議され、いずれも可決または認定されました。役員改選では、会長に羽島市、副会長に美濃市、監事に美濃加茂市の議長が選任されました。また、11月5日には中濃十市の全議員を対象とした研修会を羽島市で開催する予定でございますので、御参加いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若園五朗君） 以上、報告した3件の資料は、議会事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

日程第4 行政報告

○議長（若園五朗君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） おはようございます。

それでは、4件の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成27年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてを報告いたします。

平成27年第1回組合議会定例会は、去る3月26日午後1時30分より、巢南庁舎3-2会議室において開催され、管理者として出席されました前市長より引き継ぎを受けましたので、その状況について御報告いたします。

提出しました議案は2件で、全て可決されました。議案番号順に沿って、その概要を報告いたします。

まず、議案第1号平成26年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ458万円を減額し、総額を1,257万6,000円とするもので、主な内容として、歳入においては、基金繰入金を574万9,000円減額し、繰越金を166万9,000円増額、雑入を50万円減額するものです。また、歳出においては総務管理費を458万円減額するものです。なお、平成26年度末基金積立残高の予定額は4,847万1,000円です。

次に、議案第2号平成27年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。業務の予定量を給水戸数207戸として策定し、歳入歳出予算の総額を1,691万3,000円と定めるものであります。歳入の主な内訳は、負担金を185万3,000円、水道使用料590万2,000円、基金繰入金801万1,000円、前年度繰越金50万円、諸収入62万5,000円を見込みました。歳出の主な内訳は、

議会費で12万円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代等及び基金積立金を含めた総務費で1,223万3,000円、公債費として起債の償還元利金で356万円を見込みました。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況について報告します。

平成26年度事業報告及び決算、並びに平成27年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成26年度の事業では、公共用地、公用地の取得処分はありませんでした。また、用地については、現在所有しておりません。決算では、当期純損失が6万9,622円となり、資本的収入及び支出の執行はありませんでした。平成27年度では、公共用地、公用地の取得処分等の事業計画はなく、予算も理事会の運営経費のみが計上されています。

次に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の経営状況についてを報告します。

平成26年度の事業報告及び決算、並びに平成27年度の事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

平成26年度の経常収益は2億6,553万1,955円、経常費用は2億4,614万108円で、正味財産期末残高は4,428万3,584円となりました。平成27年度は、前年度100万4,000円減額の2億5,457万4,000円の事業収入が計上されています。

最後に、瑞穂市国民保護計画の変更についてを報告します。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、報告するものであります。

主な変更は、岐阜県国民保護計画の変更等によるものであります。

以上4件につきまして行政報告をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時21分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私は、一身上の都合により議長の職を辞したいので、先ほど議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

議員の皆様初め棚橋市長、執行部の皆様には、この1年間お世話になり、ありがとうございました。この1年間は、皆様のお力添えをいただき、議長という重責を務めさせていただきましたが、まだまだ不行き届きの点もあろうかと思えます。その点につきまして、お許しを願い申し上げます。皆さんにお礼申し上げます。

私の退任の挨拶といたします。この1年間、議員と執行部の皆さん、ありがとうございました。（拍手）

お諮りします。ここで議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若園五朗君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定によって除斥のため退場することとし、副議長と交代します。

〔議長 若園五朗君 退場〕

〔副議長 清水治君 議長席に着席〕

○副議長（清水 治君） それでは、議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（清水 治君） それでは、追加日程第1、議長辞職の件を議題にします。

お諮りします。若園五朗君の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水 治君） 異議なしと認めます。したがって、若園五朗君の議長辞職を許可することに決定しました。

追加日程第1、議長辞職の件が終了しましたので、若園五朗君の入場を許可します。

〔議長 若園五朗君 入場・着席〕

○副議長（清水 治君） 若園五朗君に申し上げます。

若園五朗君が議長を辞職することは許可されました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（清水 治君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（清水 治君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をさせていただきます。

休憩 午前9時26分

○副議長（清水 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（清水 治君） ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号11番 河村孝弘君と13番 若井千尋君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（清水 治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（清水 治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○副議長（清水 治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○副議長（清水 治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（清水 治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（清水 治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は18票、有効投票15票、無効投票3票です。

有効投票のうち、小川勝範君12票、くまがいさちこ君3票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小川勝範君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（清水 治君） ただいま議長に当選された小川勝範君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

小川勝範君は登壇し、御挨拶願います。

〔新議長 小川勝範君 登壇〕

○新議長（小川勝範君） 議席番号16番、清水副議長におかれまして当選の挨拶を御理解いただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま皆さん方の御推挙をいただき、当選をさせていただきましてまことにありがとうございます。今後、瑞穂市の繁栄は皆さん方にかかっております。この瑞穂市5万3,256名の市民の皆さん方の力になるように、議会一致団結して瑞穂市の繁栄、瑞穂市議会の繁栄のために一生懸命今後頑張りますので、皆さん方の御支援よろしく願いをいたします。本日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（清水 治君） これで私の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

小川議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 清水治君 降壇〕

〔議長 小川勝範君 議長席に着席〕

○議長（小川勝範君） これより、私が議長の任務を務めさせていただきます。

先ほどは皆さん方に御推挙いただき、厚く御礼申し上げると同時に、今後瑞穂市議会、並びに瑞穂市の繁栄のために一生懸命議長として務めていきたいと思っておりますので、皆さん方の御協力よろしく願いをいたします。

議事の都合によりまして、しばらく暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時34分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま休憩時間中に、清水治君から副議長の辞職届が提出されました。

この件について、清水治君から発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

清水治君。

○副議長（清水 治君） 議席番号12番 清水治です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、副議長を退任するに当たって皆さんにお礼の挨拶をしたいと思います。

本当に1年間、若園議長を初め議員の皆さんにはお世話になりました。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（小川勝範君） お諮りします。ここで副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 副議長辞職の件

○議長（小川勝範君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題にします。

地方自治法第117条の規定により、清水治君の退場を求めます。

〔副議長 清水治君 退場〕

○議長（小川勝範君） お諮りします。清水治君の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、清水治君の副議長辞職を許可することに決定をいたしました。

追加日程第3、副議長辞職の件が終了しましたので、清水治君の入場を許可します。

〔副議長 清水治君 入場・着席〕

○議長（小川勝範君） 清水治君に申し上げます。

清水治君が副議長を辞職することは許可されました。

ただいま副議長が欠けました。お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（小川勝範君） 追加日程4、副議長の選挙を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前11時12分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を指示します。

〔議場閉鎖〕

○議長（小川勝範君） ただいまの出席議員は18人です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人には議席番号12番 清水治君、14番 若園五郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小川勝範君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（小川勝範君） 投票箱の異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙は被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票箱に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（小川勝範君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。清水君、若園君。

〔開 票〕

○議長（小川勝範君） 投票の結果を大岩事務局長から報告させます。

○議会事務局長（大岩清孝君） 失礼いたします。

投票総数18票、有効投票17票、無効投票1票です。

有効投票のうち、広瀬武雄議員8票、若井千尋議員4票、松野藤四郎議員4票、堀武議員1票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は5票です。

○議長（小川勝範君） 結果は以上でございます。

ただいま副議長に当選されました広瀬武雄君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の出入り口の開門をお願いします。

〔議場開鎖〕

○議長（小川勝範君） 当選されました広瀬武雄君から御挨拶をいただきます。

広瀬武雄君。

〔新副議長 広瀬武雄君 登壇〕

○新副議長（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは副議長の当選の御挨拶のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

このたびは皆様方の御支援をいただきまして副議長に当選させていただきました。まことにありがとうございました。当選させていただきましたからにはしっかりと議長を支えていきたいと考えておりますと同時に、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略の中、自分たちのまちをどうしたらいいのかという観点に立ちまして、二元代表制の一翼を担う議会は行政と常に緊張関係を保ちながら、監視機能の向上と、みずから政策提案できる議会に前進させていきたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、瑞穂市並びに瑞穂市議会の発展に尽力していきたいと考えておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げまして、当選の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小川勝範君） ただいま副議長が選任されました。私、小川勝範と広瀬武雄君とともに、瑞穂市の繁栄のために一生懸命頑張っていきます。

なお、前若園議長、前清水副議長、1年間大変御苦労さまでございました。

議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時29分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

私は、一身上の都合によりまして、下水道推進特別委員を辞任したいので、先ほど休憩中に特別委員の辞任願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。ここで議長の下水道推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議長の下水道推進特別委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をしました。

これより、私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により除斥のため退席することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長 小川勝範君 退場〕

〔副議長 広瀬武雄君 議長席に着席〕

○副議長（広瀬武雄君） それでは、議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、私が議長の職務を行います。

円滑な議事運営に御協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

追加日程第5 議長の下水道推進特別委員辞任の件

○副議長（広瀬武雄君） それでは、追加日程第5、議長の下水道推進特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。小川勝範君の下水道推進特別委員辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、小川勝範君の下水道推進特別委員辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第5、議長の下水道推進特別委員辞任の件が終了しましたので、小川勝範君の入場を許可します。

〔議長 小川勝範君 入場・着席〕

○副議長（広瀬武雄君） 小川勝範君に申し上げます。

小川勝範君が下水道推進特別委員を辞任することは、許可されました。

これで、私の職務は全部終了しました。

御協力ありがとうございました。

小川議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 広瀬武雄君 降壇〕

〔議長 小川勝範君 議長席に着席〕

○議長（小川勝範君） 現在、下水道推進特別委員に2名の欠員を生じております。

お諮りします。下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 下水道推進特別委員会委員の選任について

○議長（小川勝範君） 下水道推進特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、堀武君、若園五朗君、2名を指名したいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定をいたしました。

これより、空席となっている下水道推進特別委員会の委員長の互選を行いたいと思いますので、下水道推進特別委員会は第2議員会議室をお使いいただき、そこで委員長を決定していただきたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時41分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど、下水道推進特別委員会の委員長に若園五朗君が決定されましたので、御報告します。

私は、もとす広域連合議会の議員を辞職しました。したがって、現在、もとす広域連合議会の議員1名が欠員になっています。よって、地方自治法第291条の5第1項及びもとす広域連合規約第8条の規定により、もとす広域連合議会議員を選挙する必要があります。

ここで、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第7 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（小川勝範君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をいたします。

お諮りします。指名の方法については、私、議長が指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に若園正博君を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、若園正博君がもつ広域連合議会の議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時05分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第5 常任委員の選任

○議長（小川勝範君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

先ほど全員協議会で皆さん方の発表をさせていただきました。正式に本会議場でただいまから発表いたします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会、広瀬捨男君、藤橋礼治君、若園五朗君、広瀬武雄君、くまがいさちこ君、古川貴敏君。産業建設委員会、西岡一成君、星川睦枝君、小川勝範、広瀬時男君、堀武君、清水治君。文教厚生委員会、松野藤四郎君、若井千尋君、森治久君、庄田昭人君、河村孝弘君、若園正博君。以上の委員の任命等について指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の委員は決定いたしました。

これより、常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

なお、各委員会の部屋については大岩事務局長から説明します。

○議会議務局長（大岩清孝君） 失礼いたします。

総務委員会につきましては議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、文教厚生委員会は第2議員会議室をお使いください。よろしく願いいたします。

○議長（小川勝範君） なお、委員会の取り仕切りについては、年長の議員さんが委員長を決定するまでは取り計らいをしていただきたいと思います。各常任委員の年齢の一番上の方が取り仕切っていただくようよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時18分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

常任委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務委員会委員長 若園五朗君、副委員長 古川貴敏君。産業建設委員会委員長 清水治君、副委員長 堀武君。文教厚生委員会委員長 庄田昭人君、副委員長 河村孝弘君。以上のとおりでございます。

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（小川勝範君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、藤橋礼治君、庄田昭人君、広瀬捨男君、若園五朗君、清水治君、以上5名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名いたしました5名に決定をしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行いますので、議会運営委員は第2議員会議室に御参集いただき、委員長・副委員長を決定していただきたいと思っております。

なお、年長の委員が委員長を決定するまでは務めていただきますようよろしくお願いをいたします。

それ以外の議員さんは、そのまま暫時休憩いたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時27分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会運営委員会の委員長に藤橋礼治君、副委員長に広瀬捨男君が決定しましたので、御報告いたします。

日程第7 議案第36号から日程第13 議案第42号までについて（提案説明）

○議長（小川勝範君） 日程第7、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第13、議案第42号市道路線の認定について（その3）までを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 風薫る新緑の過ごしやすい季節から、一足早く真夏のような暑い日が続いておりますが、当市も梅雨入りし、糸貫川の堤のアジサイも生き生きと咲き始めました。

本日、平成27年第2回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御

出席を賜り、御礼申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、生まれ育ったふるさと、我がまちを「住みやすいまちとして 選ばれるまち瑞穂」をつくりたいという思いに、多くの市民の皆様の温かい御支援をいただき、この瑞穂市のかじ取りを任せていただくことになりました。

市民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるように、市政運営に全力で取り組んでいく所存でございます。と同時に、改めて財政状況の厳しい中、市政への責任の重さを痛感するとともに、第3代目の瑞穂市長として身が引き締まる思いでございます。

それでは、定例会の開催に当たり、市長就任における市政運営に対する所信及び今回提案する議案につきまして述べさせていただきます。

既に議員御承知のとおり、国においては急速な少子・高齢化の進展への的確な対応が求められております。

我が国は、1990年（平成2年）に、ひのえうまの年に当たり出生率が極端に下がった1966年（昭和41年）の1.58を下回る1.57ショックが起きました。2005年（平成17年）には1.26まで下がり、それ以降少子化対策が進められてきましたが、先般5日に厚生労働省が発表した2014年の人口動態統計（概数）によれば、1.42と9年ぶりに低下いたしました。人口減少は歯どめがかかっていないのが実情であり、総人口も2008年（平成20年）をピークに減少局面に入っております。また、日本創生会議によれば、20歳から39歳の出産世代の女性人口が2010年（平成22年）から2040年（平成52年）にかけて5割以下に減少する自治体が全自治体の約半分と推計されています。

瑞穂市の人口は、平成15年合併時、5月末日には4万7,550人だったのが、合併13年目になりますことし5月末日では5万3,433人と5,883人増加しており、県下で最も人口がふえ続け、活力あるまちと自負しております。

しかし、瑞穂市の人口も、今後10年間は微増していきますが、その後は減少に転じると予測されています。20歳から39歳の女性においては、2010年に7,728人だったのが2040年には6,307人となり、18.4%減少すると推計されています。この人口が減少に転じる前に、この人口増加がいつまでも続くように、持続・継続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

瑞穂市が住みやすいまちとして選ばれるには、もちろん交通の要衝である利点を生かし、住環境の整備も行いますが、子供を取り巻く環境の整備もしていきます。

子育ては親だけが担うものではありません。また、子供は家庭の中だけで育つものでもありません。学校や地域の皆さんに見守られ、支えられて育ちます。子育てはこれからの日本を、瑞穂市を支える人材を育てるものであります。子供は地域社会とのかかわりの中から社会性、生活習慣、生活能力、人への信頼、善悪の判断などの基礎を培います。地域全体が家庭で行う子育てや教育を支えていくことが必要で、待機児童の解消や放課後児童クラブの充実など、出

産から子育てまでの切れ目ない支援、その情報提供のシステムと子育てを支援する少子化対策を一貫してまちづくりを推進するようなことが必要になります。

一方、2025年（平成37年）には、団塊の世代が後期高齢者に到達することになり、これまで以上の高齢化の問題が見込まれていることは、改めて申し上げるまでもございません。

瑞穂市においては、人口の維持ができたとしても、年齢構成は大きく変わります。これはいわゆる瑞穂市の2025年問題になります。団塊の世代が後期高齢者となれば、地域における医療及び介護の総合的な確保、推進に向けた取り組みが必要となります。医療や介護の増大、税収の減少、そして年金だけでは生活が苦しい方もふえていきます。超高齢化と言われる社会への対応を今から整備していく必要があります。

市民の皆様の健康は御自身で管理していただくものではありませんが、基盤となる情報の提供、仕組みづくりは行政がやらなくてはなりません。市民の皆様がいつまでも笑顔で健康で生活できることは、まちづくりの土台になります。それには、市民の健康をテーマに健康管理を推進するとともに、地域における日常生活の支援を自治会やボランティア団体、NPO法人と地域包括支援センターが協力し合う仕組みが必要になります。

また、私たちの瑞穂市は、幸いにしてこれまで大きな災害は昭和51年の9・12水害、そして馬場地内での竜巻災害だと思いますが、南海トラフ地震の想定による液状化対策やゲリラ豪雨による局所的な水害などに備えるべき対策として、市民への情報提供手段の確保、防災マップの更新、備蓄する食料の確保、各種災害応援協定の締結、避難所設置運営訓練などを基本とした防災システムの構築が必要であると考えています。

さらに、瑞穂市には全国にアピールできるものが多くあります。史跡では中山道などがあり、特産品では富有柿、サボテン、バラ、アユなどがあり、これらを積極的にPRしていく必要があります。

これらを行うためには、また財源の確保が課題となります。瑞穂市の自主財源の比率は約56%であり、残りの44%は依存財源によって賄っています。自主財源の確保は市の財政基盤の根幹をなす重要な問題であり、依存財源の比率が高くなるということは、国の地方配分予算に頼った行政運営となり、地域の安定的な行政サービスを維持することが困難な状況に陥る可能性を高めます。自主財源比率を高め、足腰の強い財政基盤をつくることを進めてまいります。

人口が減少する時代を迎え、瑞穂市の将来の富となるような予算編成を行い、市民が何を必要としているのか判断し、現在策定中の第2次総合計画、まち・ひと・しごと創生法が規定する総合戦略、さらには公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に市政を進めていきたいと考えています。

皆様方には、今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程いたします議案は、人事案件が3件、補正予算に関する案件が1件、市道路線の認定にかかわる案件が3件の合計7件であります。

それでは、順次提出議案の概要を御説明させていただきます。

まず、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。教育委員会の委員福野佐代子氏の任期が7月4日に満了となることから、引き続き福野佐代子氏を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会の委員、大野健治、田中隆秀、牧野泰蔵の3氏の任期が6月30日に満了になることから、引き続き大野健治、田中隆秀、牧野泰蔵の3氏を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号瑞穂市監査委員の選任についてであります。監査委員の井上和子氏の任期が6月30日に満了になることから、引き続き井上和子氏を委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第39号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,353万7,000円を追加し、総額169億9,353万7,000円とするものです。

歳出の主なものは、総務費として社会保障・税番号制度対応システム改修費712万8,000円、民生費として放課後児童クラブ指導員賃金178万2,000円、子育てに関する行政サービス情報を発信して子育て世代への支援活動を推進するため、子育て応援サイト運営委託料194万4,000円、地域型保育給付費負担金661万7,000円、牛牧第1保育所の屋根改修工事と南保育・教育センターの給食用リフト改修工事で248万4,000円、土木費として、道路の維持補修工事費3,762万5,000円、道路改良に伴う測量調査設計委託料2,492万円、嘱託登記委託料543万4,000円、市内8路線の改良工事費1億1,851万1,000円、市内5路線の改良に伴う用地購入費1,367万3,000円、物件移転の補償費2,620万3,000円、野田橋歩道橋の用地測量設計委託料150万円、都市計画変更調査委託料769万4,000円、消防費として、防災行政無線改修工事費154万9,000円、教育費として、小・中学校の職員室のOA機器などの備品購入費、合わせて2,232万8,000円、中学校にタブレット端末を導入する借り上げ料99万9,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料として、放課後児童クラブ保育料801万4,000円、国庫支出金として、地域型保育給付費の負担金330万8,000円、社会保障・税番号制度導入の補助金712万8,000円、県支出金として、地域型保育給付費の負担金165万4,000円、一般不妊治療助成事業費補助金275万円、雑入として、消防団員等退職報償共済金242万2,000円増額補正するほ

か、繰入金として、財政調整基金を2億6,800万円繰り入れるものであります。

最後に、3件の市道認定について一括して御説明申し上げます。

議案第40号市道路線の認定について（その1）、議案第41号市道路線の認定について（その2）、議案第42号市道路線の認定について（その3）であります。道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものであります。瑞穂市市道の認定に関する基準に基づき、開発許可事業に伴う管理引き継ぎするものが1路線、市の道路計画によるものが2路線、道路法の適用を受けず、かつ、現に道路の用に供されている土地であって、市の道路計画により整備する道路との接道のため、市が特に認定する必要があると認められるものが2路線、計5路線を、認定する事由に応じて分割して提出させていただきました。

以上、7件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、どうかよろしく御審議を賜りまして、適切なる決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後2時17分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案36号及び議案第37号及び議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち議案第36号、37号、38号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第36号について（質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） これより、議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 失礼します。議席番号3番 くまがいさちこです。

私は、議案第36号教育委員会の委員の任命について、質疑をいたします。幾つかございます

が、順番に質疑させていただきます。

まず初めに、今まで再三執行部には申し上げてきましたが、特に人事に関しては、この人を任命したいのでよろしいかという書き方では、大変判断するのに困ります。現在誰がなっていて、任期はどれだけ期数があって、いつまでで、そしてもう1つ、何と申しましょうか、備考欄のようなものに所属とか地域とか年齢とか、その所属のお立場ですね。これはバランス上必要なわけですね。そういうものを出していただきたいと申し上げました。今、全員協議会で申し上げましたらここに出てきましたが、個人情報なので取扱注意となっていますが、教育委員は極めて個人の要素が大きいと思います。

そこで、1つ目としてお尋ねいたします。今後、人事関係の議案は全体のバランスを見なければなりませんので、きちんと資料として全体の先ほど申し上げました項目を出していただけるのかどうか。

それから、1の2番目として、個人情報なのということですが、この出されたもののどこが個人情報なのか。つまり、現在市のホームページには、例えば青少年育成協議会の委員の名前まで出ていますね。それなのに、教育委員は出ているのか出せないのかちょっとわかりませんが、この資料を出された、個人情報ですのと。どこが個人情報なんですか。もしまづかったらそこは黒塗りで出していただければいいわけで、またはホームページにはそこは出さなければいいわけで、お名前自体も出せないものなのか。2点、まず1の1、2としてお尋ねいたします。

あとは自席からお願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

このどこが個人情報かというところですが、一応ホームページにも教育委員の名前というのは出ております。それで、今回の場合は生年月日とか携帯の番号、これが同時に載せてありますので、このことを示しております。

今後そういう項目について出すのかということについては、様式というか統一方式ですので、それは市を統一して、そういうことも含めて出していくように統一したいということを思っております。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど教育次長からの報告というか説明のとおりなんです、人事案件に関してということで、今後は全体のバランスを示すようなものとかそういう資料を全員協議会の中で御説明させていただきますということと、今回は継続ということで、個人の方の経歴とかそういうものは資料にはしておりませんので、そのあたりも御理解のほどよろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） ただいまの御答弁の中で、生年月日は年齢上必要だと思います。電話番号は、固定番号だったらよろしいんじゃないでしょうか。市民にとっては教育問題を教育委員さんに直接伝えたい場合もあると思いますので、個人情報に当たらないのではないかと考えますが、その辺は御検討ください。全体です。

それからバランスですね、今申し上げた。つまり、継続の場合だからいいというのはおかしいと思うんですね。全体のバランス上、偏っていればこの人はかえたほうがいいという判断を私はしなければなりませんので、継続だから1人でいいというものではございません。

このバランスのことについてなおお聞きいたしますが、どういうことでバランスをとって5人決めていますでしょうか。教育委員会と市長との関係が、今度教育委員長、教育委員についてですね。教育長、教育委員長の大改革が行われておりますので、その観点からも、この教育委員会だけでいいですからね、バランスはどういうことを重んじて選んでいらっしゃるのか。それも判断基準にしたいと思いますので、例えば年齢とか男女比とかありますよね。委員会構成です。お願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員がおっしゃったように、まず男女比ということもありまして、ここに5人の中に女性を2人入れているということと、それから地域ということで、教育長以外の4人につきましては、旧穂積地域とそれから旧巢南地域から2人ずつ選んでいるということ。

それから、この方たちは、識見を有する方たちの中から、そのうちのお1人は保護者、実際に18歳未満のお子さんが見える方を選ぶという規定になっておりますので、お1人その方を選んでいるということです。

あと、河合さんにつきましては元行政の職員であった方、福野さんについては保育所の職員であった方、それから加藤さんについては元学校の校長先生だった方ということで、その辺、それぞれの分野ごとに選んでの人選となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） よくわかりました。

では、今おっしゃった、男女比は別に書く必要はなく一目瞭然ですので、保護者代表とか保育士とか教育者とか行政経験者と、備考欄みたいなところに所属というか、そういうのも書いた一覧表をお願いします。これでバランスの質問を終わります。

2番目に、昨日だったと思いますが、第1回の瑞穂市総合教育会議が行われ、私、傍聴させ

ていただきました。傍聴した結果、きょうこの議案が出てまいりました。ということで、その中から幾つか質問をしたいと思います。

まず、教育委員会というのは、教育委員長さんというのはもういないんじゃないかと思うんですけども、ちょっと確認したいんですが、教育長だけで、教育委員長は今もおりますか。役職ですよ。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては改正の中で実は説明しているんですけども、教育長が改正前の法律で選んだ教育長ですので、まだ任期があるんです。教育長が任期があるうちは旧の法律を適用するということで、教育長がいて教育委員長がいるという関係になっております。もう1つ言うと、今の教育長の任期が切れたときに、新しく新教育長を選ぶ、そのときには教育委員長はありません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

マイクをきちっと使ってください。真っすぐにしてください。きょうは傍聴の方が見えませんので、聞こえませんが。どうぞ。

○3番（くまがいさちこ君） 教育長、委員長ですかね、任期が終わるまでそのままでいくということで承知いたしました。

それから2点目ですね。きのう見ますと、もう新体制でももちろん会議はやっているわけで、この条文を読みますと、議長は市長かまたは他の者となりますが、瑞穂市はこの新たな会議を開くときに、きのう見ていると市長が議長でしたけど、この体制でいくということですか。これは検討されたんですかね。議長は市長かまたは他の者と。どっちがいいかというのは、どこでどのように検討された結果、議長が市長ということでしょうか、教育委員会の中の。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。議案は36号でございますので、昨日に關係の質問はやめてください。

森部長。

○企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの総合教育会議の中からの御質問なんですが、教育委員会の総合教育会議の設置要綱の案についてきのう議決をいただいて、その中にあった市長または市長が任命した者が議長を務めるということになっています、その要綱上は。市長または市長が任命した者ということで、瑞穂市においては、市長さんが議長を務めるというようなスタンスで行っていきたいと思いますが、その会議の中で市長が任命した者のほうがよい場合にはそういうことも選択肢の中にあるということで、2つ含んでおります。

以上、答弁させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議長に申し上げますが、これは教育委員会の新体制にかかわる御質問でございますので。

ただいまの御答弁ですが、それをどこかで検討したのかとお聞きしているんです。企画部長さんのお答えではなくて。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の趣旨をちょっと間違えまして申しわけありません。

これは、教育委員会と企画部と、そして最終的には市長さんの御判断のもとで協議をして、決定をしております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） そういう決定ですね。議長といいながら、御自分の議題に入っても、もう御意見はたくさん市長が述べられていたように思います。

最後の質問でございますが、今後この総合教育会議というのは、教育大綱の策定に向けて、これが一番重要な、全般的なもちろん会議もあるわけですが、瑞穂市教育大綱の策定について、今後、教育委員会プラス市長は動くわけですね。

きのう、規定の時間が来たときに、今後どういうふうにやっていくかということが議題の中のもう最後に入っていたわけですが、教育委員の皆様が、もう時間来ていたものですから、この次に市長の考えを聞きたいと、まず。これはほとんどの委員さんが言われましたね。

教育委員会としてお聞きいたしますが、教育委員会としてこの大綱の下地みたいなものをつくられると思うんですが、まず市長の話を知りたい聞きたい聞きたいとずらずらと委員さんがおっしゃるというのは、これは教育委員会が大改正されたわけで、改正の要旨は市長がかかわれるということになったわけですが、依然として独立しているわけですよ、教育委員会と市長は。ですけど、そういう姿勢というのは、やっぱりそういう姿勢でいくのかをちょっとお聞きしたいです。

この福野さんも、発言なさったことがその中でございますのでね。それで、今後の、今から採決とるわけですので、判断基準にしたいと思っておりますので、教育大綱に関して教育委員会の立場は今後ちゃんと独自でつくるのか。それとも、市長の意見をこの次にじっくり聞くと、ずらずらずらと委員さんがおっしゃったので、それでいくのか。ちょっとその辺をお聞きしたいです。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。関連の質問だけ答弁してください。

○教育長（横山博信君） 総合教育会議は法にのっとって市長が主催すると。市長が議長をやっ

て、市長が教育大綱を策定するという事です。

ただ、その市長さんについて、それぞれの教育委員さんが自分の教育に対する思いを語っていただくのがきのうの会議でした。それを受けて、市長が自分の思い、そして案を示して、総合教育会議で決定していくという段取りでございます。その流れの中で、教育委員会は市長さんにいろいろアドバイスするといいますか、こういったことを大事にしていきたいということ伝えていく。その中で案をお示ししていただくという、そういう流れでございます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 全くそのとおりだと思います。

でも、傍聴しましたら少し違っていましたのでね。議長である市長はそれぞれの方の意見をお聞きしたいと言ったんですけれども、委員さんは、まずその前に市長の意見を聞きたいと。次は全員が聞くと、まず聞くと。全く逆の方向だったものですから確認させていただきました。言っていることとやっていることは全く逆でございましたので。

以上で質疑を終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 堀武。

福野委員のことについて少し質問をしたいと。

現状の形での福野委員のことよりも、ずっとその流れの中で私が一番重要に感じているのが、幼保一元化と同時に保育園の民営化の問題が非常に重要なことで、これは教育委員会より案として出されておりました、要するに穂積保育園、それから牛牧第1保育園、本田第1保育園の3つの民営化という話が、ある意味では突如上がってきております。

そのときに、今言うような形でいくと、福野委員は幼稚園の園長もやられて、今民間のところの園長というんですか、やられている。それに関してどうこう言うつもりはありませんけれども、その現在までの姿勢に関して少し聞きましたところ、そういうような発言はなかったというようなことですが、このような重要なことが発言がないこと自体が問題であって、今になって初めて、お話を聞くと保育園の問題、待機児童の問題に関して発言があった、いい発言をされたと個人的に市長は言われているんですけれども、ここまで来る段階で、これだけ経験のある方が、極端なことをいいますと待機児童が7名も現在おると。その前のときは二十何名だったというようなときに、保育士の問題がいかに集まらなかったとかいろんなことを言われている。

しかし、今になって初めて保育士は3名で正保育士を3名だとか、あたかもその問題点がな

かったかのごとく、現状にあることに関して、まさにその経験豊かな福野委員が、それに関してどのような発言をしていたのかということに基づいて私自身は判断したいものですから、全協のときと同様に、今回再度質問をさせていただきますと同時に、これは直接のことではないですけど、答弁できれば福野委員の職務代理者と。

それからもう1つ、父兄の方から1名委員を選んでいると言われてはいるんですけど、名前はいいですけども、その方が現在お子さんが在籍しているのかどうかということに関して御答弁願えれば、これに関しては拒否をしていただいても結構ですけども、福野委員の今までの発言、それに関して、どのように発言があったのかということをお聞きして私の判断材料にしたいものですから、よろしく申し上げます。全協のときと違って、もう少し詳しく御答弁ください。

何回も言いません。だから、それに関して詳しくしていただければ、質問事項は1回で終わります。以上です。

○議長（小川勝範君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） まず、これまでも中で穂積保育所とか3保育所の民営化云々ということが出たところでございますが、これは子ども・子育て支援会議、その計画の中でキャパをふやす必要があるという指摘がありまして、そのキャパをふやすための選択肢として民間をという選択肢が示されたということでございます。

教育委員会といたしましては、その保育所を民営化するという話で検討するような場ではなくて、まだこれからの検討の話でございます。

先ほど紹介していただいた総合教育会議の協議すべき事項として、1つ目は教育大綱の策定でございますが、2つ目が教育諸条件の整備、地域の実情に応じた教育課題について検討するという、それが2つ目にあります。それが、待機児童の解消とか今後の保育所、幼稚園をどうしていくかという議論の中身として、総合教育会議でこれから市長さんとともに教育委員会が考えていくというふうに考えております。以上です。

それから、2つ目のPTAのことですけども、現在、女性で保護者の代表ということで1人入ってもらっております。そのお子様は今ある高等学校に進学されて、そこで保護者という状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 何の答弁にもなっておりません。だから、福野委員が、同時に教育委員会がそのことに関して審議を云々するというならば、やはり当然話題にある程度上げて、その方向性をどうしたらいいのかとかいろいろな提言をするべき教育委員だと思っております。それが、今言うような形で、現場のことだけ云々言うならば、独立的な形でできるんだったら、

当然その辺のことで見識を持ってそういう話ができただのか。やっていないという簡単なことを言っておるんですけども、そのようなことで、やはり今、待機児童の問題から全て含めて言えば、何のための教育委員会。そういうことの提言もしてあったかどうかということをお聞きしておるわけですよ。だから、待機児童が7名、その前にたくさん二十何名いたとか、もう瑞穂市だけでは云々の前に、保育士の問題をどうするかということは、市長が議員の時代もあったでしょう。それに関して、保育士が足りないとか、なぜ足りないのか。募集しても来ないとか、臨時云々では安いから保育士は来ないんだとか、いろいろな言いわけばかりのことがあったからこそ言っているわけですよ。違いますか。

だからこそ、今言うように、経験者だったらどういう提言があつて、今になっていい提言をしていますというのは、市長、それでは困るわけやないの。言いやすくなったから言ったのか、過去に言っておってなかったのか。それに関していうと、そのときの奥田副市長の云々じゃないけれども、難しい話ばかり言われていた。だからこそ、今言うように、教育委員会自体がそういうような対処の仕方の方法、及び何でかということ提言し、そして進めるのが教育委員会の務めだと思っているものですから、特に幼稚園の園長までやられた経験者だったら、その辺のことでなぜ今までに言わないのか。確かに今の市長のほうが言いやすくなったので言ったのか、それはわかりませんよ。わかりませんが、それでは困るわけ。

と同時に、誰かあれですけども、今高校生だと。お子さんがもう中学校を卒業したんだと。その辺の矛盾点を解消するべきでしょう。極端なことを言うなら、在校のときでいいんで、それが終わったときには委員を云々とか、適用が全然違うじゃないですか、今言っていることから。もう少しその辺のことで整合性をして、高校になって云々だったら、今言うような形で、私いじめの問題とか云々でも言っているように、高校生まで含めた教育委員会の、要するに高校生、私立も含めていかにその連携をしていくということを何遍も俺は言っているはずだ。そうでしょう。だから、その問題でもそうですよ。外に問題点があるからといって対処できないとかいろんなことを言われる。だから、その辺のことも含めて、中学までなら中学までということで新しい方になっていただく。ルールを決めておいて、ルールを外してそのままいくこと自体が問題。だから、今言うようなことで、新市長のもとでその辺のことも含めて対処してほしい。

だから、そういうことがない限り、今言うように、過去だとかこれからだというんじゃないでして、新しい市長になられたんだから、その辺のことをよくよく考えて対処してほしい。

答弁要りません。以上です。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番、改革のくまがいさちこです。

私は、この議案第36号、教育委員会の委員に関する任命について、反対の立場で意見を申し上げます。

根拠は大きく2点ございます。

1つは国の動向です。この教育委員会に関する法律が根本的に変わりました。教育の関係者が大きく危惧しているのは、戦後、教育は、戦前、政治が教育を支配したことに対する危惧から、教育の中立的なあり方というのが守られてきたのを、ここにプラス市長ではないですね。教育委員会プラス市長どころか、市長プラス教育委員会というやり方ですね。きのう見たら、本当にもう歴然としていました。教育委員会プラス市長ではなくて、市長プラス教育委員会という話の進め方でした、会議のやり方でした。こういうふうには本当はならないために、教育を政治的に利用しないために、戦後、教育の中立性をやっていたのを、大幅に国が変えたわけですね。

これは1つ目ですけれども、2つ目に申し上げます。ですけれども、国がそのように変わっても、各市町村、自治体において、きちんと行政なり教育委員会なり市民団体なりが、やっぱり教育で政治家というのはかなり短い年数でかわりますから、そのたびに教育方針が変わったり、人事が癒着に走ったりしないという歯どめがかかる市町村ならば、もし瑞穂市がそうならば、私はまあ大丈夫だなと思って人事に反対いたしません。

しかし、この2点目ですが、市の動向、現状を見るに、その1、今までも私は瑞穂市の教育と政治家、首長、議員の癒着を8年前からはっきりと指摘してまいりました。それが、2の②ですが、今回の選挙によってまるっきり、もう癒着なんてものではなく、はい一緒にやりましょうという感じになって、既に走り出しているという危惧を抱いております。

こういうことから、国の動向、市の動向、今までも、そしてさらにその危惧が色濃くなっていると、こういう印象を私は教育委員会に対して持っていますので、プラス市長ですね、反対せざるを得ません。福野さんお1人だったらほかの方とのバランス上反対する理由はございません。市長との、それから教育委員会委員全体とのバランス上、反対せざるを得ません。

皆さんは傍聴していらっしゃらないからよくわかりませんがしょうけれど、具体的に申し上げます、民営化を検討すべきだというのをずらずらずらと意見がきのうありましたし、保育園の第三者評価制度を取り入れるべきだと。市長もすぐにそれに応じて、そのことは詳しく聞か

せてください。それから教育大綱について、市長は皆さんの意見を聞きたいというふうに言ったんですけどね、委員さんからは、まず市長の意見を聞きたいですというのを受けて、はい、じゃあこの次までにまとめてまいりますと、こういう流れになっておりますので、非常に不安を抱きます。

瑞穂市は子供の数がふえて、私たちはその子供たちの教育に対して本当に責任があります。もう市長の任期4年、8年どころではございません。これから大変な時代を子供たちが生きていく中で、どのように育てなければいけないかは長期展望が必要です。目先の癒着で動くような、議会人事も含めてです。先ほども決まりましたけど、文教厚生委員長も。全部に危惧を持ちますので、以上のような理由で反対させていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成の方を……。

〔「議長、よろしいですか」の声あり〕

○議長（小川勝範君） ちょっと待ってください。発言は、動議か何かかけていただかないと認めません。

〔「動議」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君、動議の説明をしてください。

今は討論中でございますので、今動議にかけられましたので、内容等についてちょっと説明してください。

○2番（堀 武君） 私は、この委員のことにに関して、余りにもその情報が少な過ぎます。ですから、今言うように、反対もできません、賛成もできません。ですから、私自身としてはこの賛成、反対に加わることができないものですから、退場をしたいと思っておるものですから、よろしく取り扱いのほどをお願いいたします。

○議長（小川勝範君） 堀武君に申し上げます。

採決の前に退場は認めます。まだ審議中でございます。反対討論、賛成討論でございますので、賛成中に反対討論、そのときに、ただいまから両方の採決をとるときに退席を申し出ればいいんですが、今の場合は認めません。

次に、原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 次に、反対討論がございましたら、発言を求めます。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） では、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命について採決をいたします。

採決を行う前に、採決システムはコンピューター方式をやっております。皆さん方のお手元

に、賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押していただくようよろしくお願いいたします。

これより議案第36号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 緊急動議を出します。よろしいですか。

○議長（小川勝範君） ただいま堀武君から緊急動議が提出されましたので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後2時57分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第36号を採決いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 私は、この賛否に関して、どちらにしても少し情報不足と、反対する理由に関して情報がないものですから、この賛否に関しては退席をもって棄権させていただきます。よろしく取り扱いのほどをお願いします。

〔2番 堀武君 退場〕

○議長（小川勝範君） では、再度繰り返しいたします。

議案第36号瑞穂市教育委員会の委員の任命について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第36号は原案どおり同意されました。

堀君、入場してください。

〔2番 堀武君 入場・着席〕

議案第37号について（質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） これより、議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

議案第37号瑞穂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は原案どおり同意されました。

議案第38号について（質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） これより議案第38号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

議案第38号瑞穂市監査委員の選任について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は原案どおり同意されました。

日程第14 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（小川勝範君） 日程第14、瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について、同委員及び補充員が6月25日に任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により委員及び補充員を選挙する必要

があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

瑞穂市選挙管理委員に、高田洋征君、新家武彦君、加藤弘君、佐倉孝价君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高田洋征君、新家武彦君、加藤弘君、佐倉孝价君、以上の方が瑞穂市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、第1順位、竹山照雄君、第2順位、関谷巖君、第3順位、関谷和君、第4順位、林仁君、以上の方を指名したいと思います。お諮りします。ただいま私が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました第1順位、竹山照雄君、第2順位、関谷巖君、第3順位、関谷和君、第4順位、林仁君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小川勝範君） 日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、同連合議会議員が任期満了となりましたため、地方自治法第291条の5第1項及び広域連合規約第8条の規定により広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選をし

たいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙方法については指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、瑞穂市長 棚橋敏明君を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市長 棚橋敏明君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました瑞穂市長 棚橋敏明君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

瑞穂市長 棚橋敏明君は登壇し、御挨拶を願います。

棚橋市長。

〔市長 棚橋敏明君 登壇〕

○市長（棚橋敏明君） 皆様方の御推挙によりまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に就任いたしました。どうも皆さんありがとうございます。

何分にも、先ほどの私の所信表明でも申しましたとおり、2025年、これから10年ですね、そのときにはかなり多くの方々が後期高齢者になられる、75歳以上でございますね。非常に大きな問題にもなつてこようと思います。そういった中からも、広域連合のほうの議員になりまして、学べることを学んできまして、またこのまちのほうで役立てたいと思いますので、どうか皆さんよろしく願います。と同時に、私を御推挙いただきましてまことにありがとうございました。

○議長（小川勝範君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午後 3 時08分

